

沖縄県福祉のまちづくり条例と博物館

人にやさしい博物館をめざして

前田 真之

(沖縄県立博物館)

Bylaws making public facilities available
to disabled person and the Museum

Masayuki MAEDA

(Okinawa Prefectural Museum)

はじめに

近年博物館においては、すべての人に施設を利用していただくため、来館者の多様なニーズにきめ細やかに対応できるあり方が論議されてきている。当館紀要第26号の拙稿^(注1)においては、来館者対応のあり方としてアメリカで1990年に制定された障害者法(Americans with Disability Act: 通称はADA法)について紹介したが、この法律では、連邦の支援を受ける施設は、物的な面のみならず人的な面において全ての人が公共施設を利用できるよう措置を講ずることを義務づけている。このような内容がアメリカで制定されるに至った背景には、ベトナム戦争で負傷し、障害を持つようになったアメリカ市民等が積極的に社会参加の働きかけを行ってきたことが存する。

本稿では、すべての人に施設を利用していただくため、とりわけ障害のある人々に対して沖縄ではどのような対応が取られてきたのか、また沖縄県立博物館には、どのような課題があり、それをどのように改善しようとしているのかについて紹介していくことにする。

結論を先取りして述べるならば、日本における対応は、ハード面が中心となっており、アメリカのようにソフト面を含めた取り組みにはなっていないということである。しかし現在の公共施設の整備状況を前提にするならば、ハードの整備をまず手がけていくことが大切であり、その上にたってソフト面の対応もあわせて検討していくことがこれから重要になってくると思われる。

1. 沖縄県福祉のまちづくり条例

沖縄県においては、昭和55(1980)年に「障害者福祉都市宣言」を行った沖縄市が、平成5(1993)年に「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」^(注2)を策定したのが、

障害者対応の先駆けとなっている。この要綱の8条には、新設等の場合、申請書等の提出を行う前に、あらかじめその計画について市長と協議し、人にやさしいまちづくりを推進し、市民福祉の向上につながるものとなっているかを検討することとなっている。

沖縄県は、それから4年後の平成9（1997）年に、沖縄県福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」と省略）を制定している。^{（注3）}

（1）福祉のまちづくり条例の構成

本条例は、前文、第1章 総則、第2章 福祉のまちづくりに関する施策、第3章 生活関連施設の整備基準への適合等、第4章 公共車両等及び住宅の整備、第5章 沖縄県福祉のまちづくり審議会、第6章 雜則から構成されている。

本条例の中で、とりわけ博物館と関わりがあるのは、第3章の生活関連施設の規定である。博物館は、第3章の「生活関連施設」に該当し、さらに沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」と省略）の別表第1^{（注4）}により、「生活関連施設」の中の「教育文化施設」の「図書館等」イに該当する。さらに同条例第14条で述べている整備基準は、施行規則の別表第2^{（注5）}で詳細に定めている。

（2）施行規則別表2で定める整備項目及び整備基準

この別表第2で定める「建築物に関する整備項目」には、出入り口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場敷地内通路、客席、客室、共同浴場、シャワー、受付カウンター、公衆電話、案内板、授乳場所がある。これらの場所のうち、博物館の施設を念頭に置きながら検討してみると、出入り口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内通路、客席、客室、受付カウンター、公衆電話、案内板が、大きな関わりを持ってくる。

それぞれの整備項目についての整備基準は、沖縄県福祉のまちづくり条例「整備基準の解説」^{（注6）}によるとおよそ次のとおりである。

①出入り口・・・有効幅：幅は内法を80cm以上とする。

扉の形式：自動的に開閉する構造又は車いすを使用しているものが円滑に開閉して通過できる構造とする。

段差の制限：車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。

②廊下・・・床仕上げ：表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

有効幅：内法120cm以上

車椅子の回転スペース：廊下の端は車椅子の回転に支障のない構造とし、区間50メートルごとに車椅子が回転できるようにする。

高低差：傾斜路及び踊り場または車椅子使用者用昇降機を設ける

水平面の確保：エレベーター及び昇降機の出入り口に接する部分は水平にする。

傾 斜 路：幅は、内法120cm、勾配は12分の1を越えないこと
高さ75cmを越える場合、75cm以内ごとに踏み幅150cm以上
上の踊り場を設ける。

手 す り：傾斜路には手すりをもうける。

③階 段・・・手 す り：両側に連続して設ける。

形 式：外來者が利用する主たる階段には、回り段を設けない。

床 仕 上 げ：表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

踏み面：高齢者、障害者等が識別しやすく、つまづきにくいもの
とする。

注意喚起用床材：階段にのぼる手前に注意喚起用床材を敷設する。

④昇 降 機・・・かごの床面積：1.83平方メートル以上とする。

かごの奥行き：内法を135cm以上とする。

かごの平面形状：車椅子の回転に支障がない。

表示及び音声：停止する階をかご内に表示する。

到着する階及び戸の閉鎖を知らせる装置を設ける。

出 入 り 口：内法を80cm以上とする。

操 作 装 置：車椅子利用者が操作できる高さにする。

視覚障害者が円滑に操作できるようにする。

⑤便 所・・・便 房：十分な床面積があり、腰掛け便座、手すり、大便器の洗
浄装置が適切に配置されていること。

出 入 り 口：出入り口の幅は、80cm以上とする。

戸は、円滑に開閉できること。

段 差 の 解 消：出入り口に段差を設けない。

洗 面 器：レバー式等の操作が容易な洗面器を1以上設ける。

男子用小便器：床置式で、両側に手すりのある小便器を1以上設ける。

⑥駐 車 場・・・駐車場の設置：施設の出入り口まえの距離ができるだけ短くなるように
する。幅は、350cm以上とする。

駐車場の表示：車いす使用者用であることが分かるような表示にする。

⑦敷地内通路・・仕 上 げ：表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

通 路 の 幅：幅員は120cm以上とする。

段 差：高低差がある場合には、傾斜路及び踊り場又は特殊構造

昇降機を設ける。

出入り口への通路：誘導用床材または音声装置を設ける。

傾斜路・階段等の手前には、注意喚起用床材を用いる。

⑧客 席・・・席 数：固定席が200を越える場合は、200をひいた数の車いす用席を用意すること。

床 面 積：1人につき、幅85cm以上、奥行き110cm以上とする。出入り口から容易に入ることができ、避難しやすい場所に設ける。

⑨受 付・・・高 さ：車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ、けこみ等に配慮した構造のカウンター又は記載台を1以上設ける。

⑩公衆電話・・・高 さ：受付と同じ構造のものを1以上設ける。

⑪案内板等・・・明 確 性：案内板の高さ、文字の大きさを、高齢者、障害者等に配慮したものとする。必要に応じて点字による表示を行う。

車椅子便房：便所のある位置を表示すること。

避難誘導灯：点滅型誘導音装置付き誘導灯を設けるよう努める。

2. 沖縄県における取り組み：福祉のまちづくり県立施設整備計画

沖縄県では「福祉のまちづくり」条例制定の翌年の平成10年8月には、「沖縄県福祉のまちづくり推進連絡会議設置要綱」が施行され、そのもとで県立施設整備状況調査が行われている。この際の調査項目は、先に紹介した整備項目に基づいている。また平成12年9月14日に行われた「福祉のまちづくり推進連絡会議」では、「福祉のまちづくり県立施設整備計画」（以下整備計画と省略）が承認されている。

（目的）

この整備計画の目的は、福祉のまちづくり条例にもとづく県立施設の整備をとおして、高齢者、障害者を含むすべての県民が安心して生活し、自らの意志で自由に行動し、等しく社会参加ができるようにすることである。

（方法）

この整備を進めていくため、県立施設をA・B・C・Dに区分し、その区分に基づいてAの施設から順に整備を行うこととなっている。沖縄県立博物館は、この区分においてAに位置づけられ、平成13年度に出入り口ドア、公衆電話、廊下誘導床材、案内板、敷地点字ブロック、階段点字ブロック、受付カウンターの整備をはかることが望ましい重点施設となっている。

3. 沖縄県立博物館における施設の点検

沖縄県立博物館の施設を点検したところ、次のような課題があることが分かった。

- ①出入り口の整備：講堂への出入り口の開閉
- ②廊下の整備：2階へあがるスロープへの踊り場及び手すりの設置等

施設のご案内

- ③階段の整備：スロープから企画展示室に向けての階段及び美術工芸室から民俗展示室への階段の改善

- ④便所の整備：館の1階には、整備基準に合致する便房が設けられているが、2階のトイレをどうするのか。

- ⑤敷地内の通路：玄関の出入り口に向けてスロープが設けられているが、誘導床材か音声装置、車路に接するところへの注意喚起用床材の使用などの課題がある。

- ⑥客席の整備：固定式の席が237席があるので、すくなくとも37席分を車いす用の区画としなければならない。

- ⑦受付カウンター：受付カウンターを車椅子使用者が利用できるよう高さ、けこみ等を配慮することが必要である。

- ⑧公衆電話：受付カウンターと同様の課題がある。

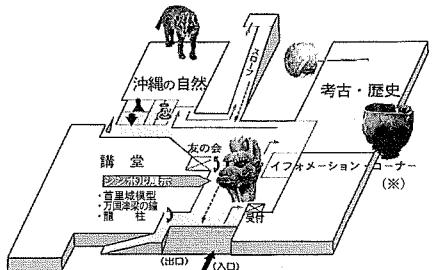
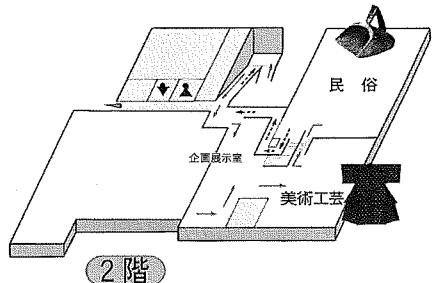
- ⑨案内板：点滅型誘導音装置付き誘導等の設置

4. 車椅子使用者による施設の点検

車椅子を使用している沖縄国際大学の吉田真梨子さんが、平成12年10月17日に来館し、施設の整備状況を点検し、当館にアドバイスを行った。^(注7)

彼女からは、次のような声があがっている。

- ①現在の施設の状況では、見学後相当な疲労がある。
- ②売店のカウンターの位置が高い。



- △ : 公衆電話
- : 非常口
- ▼ : お手洗い（男子）
- ▲ : " (女子)
- : " (身障者)
- : 見学順路
- ← : 帰りの順路

*インフォメーションコーナーは、現在総合案内所に改称

- ③電話の位置が高い。
- ④ウォータークーラーの位置が高い。
- ⑤ホームページの端末機の位置が高い。
- ⑥身障者用トイレのドアが重く、開閉がスムーズにできない。
- ⑦玄関前の側溝には、車椅子のタイヤがはさまれてしまう。また玄関前スロープのカーブしているところは、方向転換が難しい。
- ⑧美術工芸室から民俗展示室へは、いったん企画展示室の外へ出てから迂回しなければならないので、見学をあきらめた。
- ⑨1階から2階へのスロープは、途中踊り場がなく、手動の車椅子の場合、いったん手を離すと、まっさかさまに落ちてしまう。
- ⑩企画展示室前のカーブしたスロープは、1人では移動できない。

5. これからの取り組み

これまでにってきた施設点検をもとに、沖縄県立博物館の施設改善をどのように進めていくのかという課題が生じてきている。しかしこの課題については、県の厳しい財政状況の中で十分な予算調整を必要としていることも事実である。ただここで忘れてならないことは、課題が現に存すること、またそれらの改善を博物館利用者が望んでいること、博物館で仕事をする私たちも施設の改善をはかることにより、多くの方々に博物館に来ていただきたいという願いを持っているということである。

資料（1）出入り口の整備：講堂への出入り口＜開閉と段差＞



資料（2）出入り口の整備：ロビーから講堂への出入り口＜開閉＞



資料（3）廊下の整備：スロープから企画展示室へ＜踊り場と手すり＞



資料（4）階段の整備：美術工芸室から民俗展示室への階段＜昇降機の設置＞



資料（5）便所の整備：ドアの開閉<円滑な開閉>



資料（6）敷地内通路：駐車場から玄関までのアクセス<誘導床材等の使用>



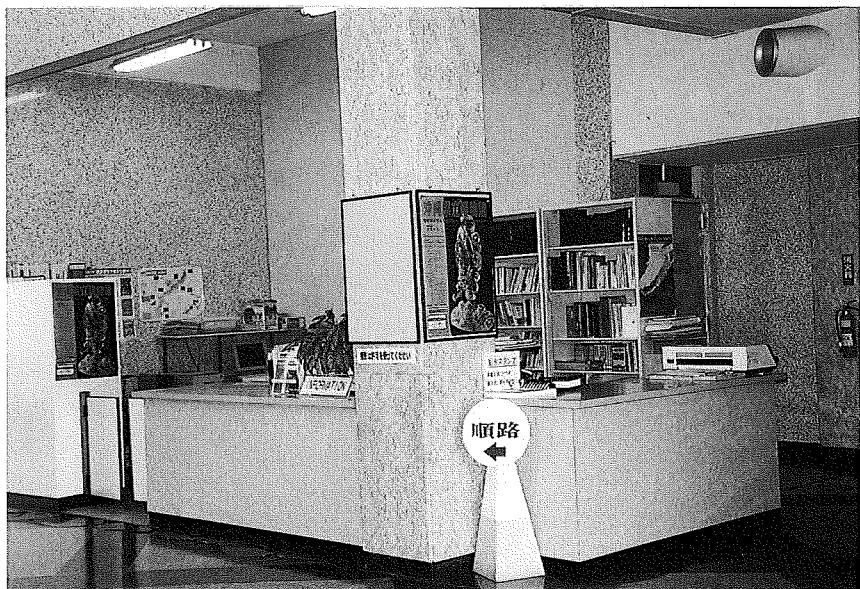
資料（7）敷地内通路：側溝＜段差の解消＞



資料（8）敷地内通路：スロープ＜直線コースへの変更＞



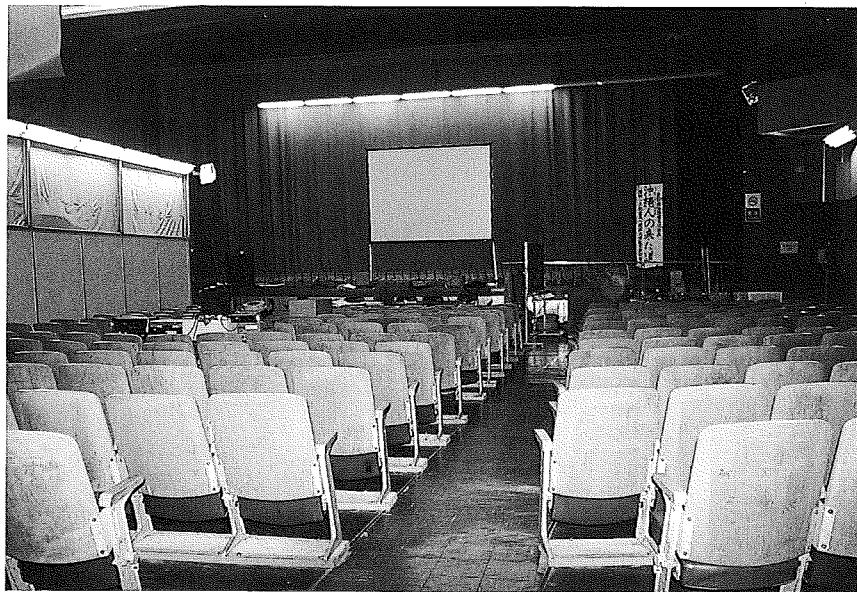
資料（9）受付カウンターの整備<車椅子に合わせた高さ及びけこみの調整>



資料（10）ミュージアムショップの整備<車椅子に合わせた高さ及びけこみの調整>



資料（11）講堂の整備＜車椅子使用の区画設定＞



資料（12）講堂の整備＜ドアの円滑な開閉＞



注 記

- 注1 前田真之「視覚障害者とミュージアムアクセス」(『沖縄県立博物館研究紀要』26号参照のこと)
- 注2 沖縄市地域福祉課「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」(1994年発行)
- 注3 沖縄県公報 平成9年3月31日(号外第10号)を参照のこと
- 注4 沖縄県公報 平成10年2月3日第2636号を参照のこと
- 注5 沖縄県公報 平成10年2月3日第2636号を参照のこと
- 注6 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課「沖縄県福祉のまちづくり条例 整備基準の解説」(1999年発行)
- 注7 吉田真梨子さんは、車椅子使用者の立場から県内の公共施設を見学し、施設の改善について研究中である。「使いづらい身障者トイレ」琉球新報、2001年2月21(朝刊)、「車いすの吉田真梨子さん観光施設をチェック」沖縄タイムス、2001年

参考文献

- ・リチャード・K・スコッチ「アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた」(明石書店、2000年)
- ・Gedra Groff with Laura Gardner, What Museum Guides Need to Know, American Foundation for the Blind, 1990
- ・John P. S. Salemen, Everyone's Welcome : The Americans with Disabilities Act and Museums, American Association of Museums, 1998
- ・U. S. Department of Justice, The Americans with Disabilities Act, Title II Technical Assistance Manual, 1993
- ・U. S. Department of Justice, The Americans with Disabilities Act, Title III Technical Assistance Manual, 1993